

2025年3月吉日

お客様各位

豊田信用金庫

「でんさいサービス利用規定」および 「でんさいライトサービス利用規定」改正のお知らせ

平素より、豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、当金庫のでんさいサービス利用規定、および、でんさいライトサービス利用規定につきまして、下記の通り改正することとなりましたのでご案内します。

改正内容につきましては、下記適用日以降において当金庫のとよしん「でんさいサービス」または「でんさいライトサービス」をご利用の全てのお客様に適用となります。

なお、改正後の規定につきましては金庫ホームページに掲載いたしますのでご参照願います。

記

1. 改正する規定

でんさいサービス利用規定

でんさいライトサービス利用規定

2. 改正内容

- ・利用資格を一部変更しました。
- ・「債務者利用」の決済口座について、普通預金口座も指定可能としました。

3. 改正の適用日

2025年4月1日

4. 改正後の規定はこちらからご覧いただけます。（改正日以降にご覧いただけます。）

[でんさいサービス利用規定](#)

[でんさいライトサービス利用規定](#)

以上

本件に関するお問い合わせ先
豊田信用金庫 営業統括部
電話：0565-36-1380
（受付時間 平日 9:00～17:00）

○でんさいサービス利用規定 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。</p> <p>なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること 電子交換所の取引停止処分を受けてないこと 当金庫のでんさいライトサービスを利用していないこと 債権者利用限定特約により利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> 端末を利用できる環境があること 当金庫のでんさいライトサービスを利用していないこと 	<p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。</p> <p>なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること <u>でんさいネットの支払不能処分を受けてないこと</u> 当金庫のでんさいライトサービスを利用していないこと 債権者利用限定特約により利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> 端末を利用できる環境があること 当金庫のでんさいライトサービスを利用していないこと 	<p>・電子交換所において、手形・小切手の交換取扱いが、2027年3月末に終了予定のため、利用資格の要件を一部変更します。</p>
<p>第15条（決済口座）</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u> 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。 	<p>第15条（決済口座）</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし<u>ます。</u> 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。 	<p>・当座預金口座の新規開設受付を停止しますので、債務者として利用される場合の決済口座について、普通預金または当座預金が利用できるよう変更します。</p>

○でんさいライトサービス利用規定 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件のほか、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。</p> <p>なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> 電子交換所の取引停止処分を受けていないこと 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと 債権者利用限定特約により利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと 	<p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件のほか、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。</p> <p>なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> <u>でんさいネットの支払不能処分を受けていないこと</u> 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと 債権者利用限定特約により利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 電子交換所において、手形・小切手の交換取扱いが、2027年3月末に終了予定のため、利用資格の要件を一部変更します。
<p>第7条（決済口座）</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u> 届出可能な決済口座の口座数は、1つとします。 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。 決済口座の変更等については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。 	<p>第7条（決済口座）</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし<u>ます。</u> 届出可能な決済口座の口座数は、1つとします。 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。 決済口座の変更等については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。 	<ul style="list-style-type: none"> 当座預金口座の新規開設受付を停止しますので、債務者として利用される場合の決済口座について、普通預金または当座預金が利用できるよう変更します。